

福井労発基0304第1号
令和8年3月4日

独立行政法人労働者健康安全機構
福井産業保健総合支援センター 所長 殿

福井労働局長



「治療と就業の両立支援指針」の周知について（依頼）

日頃より、厚生労働行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号。以下「改正法」という。）により、事業主に対し、職場における治療と就業の両立を促進するため必要な措置を講じる努力義務が課せられるとともに、当該措置の適切・有効な実施を図るための「治療と就業の両立支援指針」（令和8年厚生労働省告示第28号。以下「指針」という。）が告示され、改正法等はいずれも令和8年4月1日から施行又は適用することとされました。指針及び趣旨等は別紙1のとおりです。

つきましては、傘下団体・企業又は構成組織に、本指針等を別紙2のリーフレット等を活用して周知いただきますよう何卒御協力をお願い申し上げます。